令和８年（フ）第２３５０号
横浜市磯子区東町１番７号　ハーミットクラブハウスソフィア横浜根岸202号
債務者　小出　舞子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４９７号
横浜市磯子区滝頭２丁目10番７号
債務者　有森　大貴
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５３６号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅11街区４棟509号
債務者　桜場　明美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４００号
新潟市中央区長潟２丁目12番12号　ベルハイツⅡ106号、前住所神奈川県相模原市緑区久保沢２丁目12番16―２号
債務者　村澤美穂（旧姓番場）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４３号
山形県東村山郡山辺町大字山辺1413番地２
債務者　加藤　明美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７８号
新潟市中央区関屋昭和町３丁目137番地１サジャ関屋昭和町101号、前住所新潟市中央区蒲原町１番28号　斎藤アパート１号棟３号室
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９４号
長野県松本市大字島内895番地11　小宮団地Ｄ―202号
債務者　徳永ヒカル
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２２０号
長野県大町市大町2648番地５　ハイツ中村２Ｆ東
債務者　齋藤　正富
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２２１号
長野県松本市芳野６番12―103号
債務者　竹山　武子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２２２号
長野県松本市両島12番８号　両島貸家Ｅ棟
債務者　柴田　菜々
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第４９号
長野県上伊那郡南箕輪村155番地　ハイツ天下方102号室
債務者　片桐香貫華
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第５４０号
静岡県藤枝市南駿河台２丁目６番１号　駿河台プリンス201、住民票上の住所静岡市葵区平野７番地
債務者　福嶋　英恵
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２号
静岡県富士市天間1571番地の１　サンライフ天間103号
債務者　菅谷　孝吉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所民事部富士支部

令和８年（フ）第２７５号
滋賀県湖南市下田1307番地２、前住所東京都葛飾区新宿３丁目19番21号　梅沢ハイツ102号
債務者　長江　京子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３３号
滋賀県湖南市三雲215番地
債務者　山脇　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０８号
京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内５番地13グループホーム二歩
債務者　斉藤　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０９号
大津市堂１丁目12―１、住民票上の住所京都府南丹市日吉町胡麻猫鼻20番地35
債務者　斉藤　優子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部